

川島町空き家等実態調査業務委託プロポーザル実施要領

1 業務名

川島町空き家等実態調査業務委託

2 目的

この要領は、川島町空き家等実態調査業務委託について、柔軟かつ高度な発想力や豊富な経験を有する民間事業者を、公募型プロポーザル方式により、受注候補者として選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和6年12月20日（金）まで

4 業務概要

業者概要は次のとおり。詳細は別紙仕様書を確認すること。

(1) 業務内容

- ・現地実態調査
- ・調査結果のデータベース化及び分布図の作成
- ・報告書作成

(2) 委託料

4,000,000円（税込）以内とする。

5 応募資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令大16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き開始の申し立て、破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続きの申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続きの申し立てがなされていないこと。
- (3) 川島町暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第1号に規定する暴力団の構成員等でないこと。
- (4) 本業務委託の公告日から契約締結日までの間において、本町の指名停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 国税及び県税並びに市町村税を滞納していないこと。
- (6) その他、法令等に違反していないこと又は違反するおそれがないこと。
- (7) 今回の業務を遂行するために必要な知識、技術及び調査研究の実績等を有すること。

- (8) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤や事務処理体制を有し、関係者等との連絡・調整等を円滑に行い、打合せ等に常時参加できる体制を取れること。

6 選考方法

プロポーザル方式による評価選考

7 応募手続き等

(1) 応募に必要な書類の配布

応募に必要な書類については、次のいずれかにより入手すること。

- ①本町ホームページからのダウンロード
- ②本町まち整備課窓口での受け取り

(2) 応募に係る質問

本実施要領及び仕様書等に関する質問がある場合は、質問票（様式第1号）によりメール又はFAXにより提出すること。

受付期限：令和6年5月17日（金）午後5時必着

提出先：川島町まち整備課まちづくり・空き家対策室 駒林、品川

電話 049-299-1763（直通）

FAX 049-297-8437

メール akiya@town.kawajima.saitama.jp

回答：令和6年5月20日（月）を目途に当町ホームページに掲載します。

(3) 企画提案書等の提出

応募する事業者は、次のとおり企画提案書等を持参又は郵送（簡易書留で送付すること。）により提出すること。

提出期限：令和6年5月24日（金）正午必着

提出先：川島町まち整備課まちづくり・空き家対策室

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林 870-1

8 企画提案書等の作成及び記載上の留意事項

(1) 企画提案書等作成上の基本的事項

本実施要領を熟読の上、その内容を踏まえた企画提案書等を作成すること。本プロポーザルは、川島町空き家等実態調査業務の委託業者選定にあたり、調査方法や業務体制等について提案を求めるものであり、具体的な内容、成果品の一部の作成及び提出を求めるものではない。

具体的な業務は、契約後に企画提案書等に記載された内容を確認し、本町との協議を経て実施するものとする。

(2) 提出書類

【1】企画提案申込書（様式第2号）

【2】提案資格を有していることを証明する書類（写し可）

※本町の指名競争入札参加業者一覧に登載済みである場合は不要。

ア 法人登記簿謄本（法人の場合のみ。発行後3か月以内のもの）

イ 定款又は寄附行為（全て複写。法人以外の場合は相当する書類）

ウー1 国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
（発行後3か月以内のもの。法人はその3の3、個人はその3の2。）

ウー2 税情報確認同意書（様式第3-1号）

ウー3 国税又は町民税等の納税義務がな場合は、その理由を記載した
申立書（様式第3-2号）

【3】申請する団体の役員等名簿（様式第4号）

※本町の指名競争入札参加業者一覧に登載済みである場合は不要。

【4】印鑑証明書（発行後3か月以内のもの。）

【5】企画提案書（任意様式）

※企画提案書は、次の内容を含めて作成すること。

- ・本業務の実施体制
- ・予定担当者の氏名・所属・業務実績・経験年数等
- ・他の地方公共団体の実績
- ・業務実施方針、実施内容、実施手法等

【6】見積書（任意様式）

【7】工程表（任意様式）

【8】会社概要、設立趣旨、事業内容のパンフレット等

(3) 企画提案書等作成に係る留意点

- ・A4版両面印刷による作成を基本とすること。
- ・提案内容は、仕様書の業務内容を反映し、明瞭かつ具体的に記載すること。
- ・仕様書の内容以外にも有益な提案があれば記載すること。
- ・提出した企画提案書の差し替えは原則認めない。
- ・【5】から【9】までを1つに綴って提出すること。

9 提案辞退

企画提案申込書を提出した者が、企画提案を辞退する場合は、任意様式で辞退届を作成し、持参又は郵送により提出すること。

10 受注候補者の選定

提案者による企画提案内容に係るプレゼンテーションの後、その内容を審査する。評価の合計点が最も高く、かつ総合配点の50%以上である者を受注候補者とする。次点の者は次点受注候補者とし、次点以降も同様とする。ただし、

最も高い評価点を獲得した提案者が2以上ある場合は、見積書の見積価格がより低い者を優先する。

審査は非公開で行い、審査経過等に関する問合せには応じない。

(1) 選定基準

川島町空き家等実態調査業務委託プロポーザル審査要領により、総合的な評価を行う。

(2) プレゼンテーション

日時 令和6年5月27日(月) 午前10時から(予定)

場所 川島町役場 2階 多目的室

所要時間 30分(説明20分、質疑10分)

- ・プレゼンテーションの順番は企画提案書等の受付順とする。
- ・出席者数は1提案者あたり2名以内として、業務責任者の出席を必須とする。
- ・プロジェクター及びスクリーンは本町で準備するが、その他プレゼンテーションの実施に必要な機器は各提案者が用意すること。

(3) 結果の通知

選定終了後、各提案者あてに書面により速やかに通知する。

1.1 契約

(1) 契約の締結

受注候補者に選定された者は速やかに本町と契約交渉にあたり、提案内容を始め業務の履行に関する詳細について協議し、双方合意の後に本業務委託契約を締結する。なお、協議が合意に至らなかった場合は、次点受注候補者との協議に入る。

(2) 契約金額

契約金額は、受注候補者が新たに見積書を提出し、町が設定する予定価格の範囲内と確認した上で決定する。

1.2 スケジュール

プロポーザル実施の公告	令和6年5月2日(木)
募集要領等の配布	令和6年5月2日(木) から 5月24日(金) 午後5時まで
質問票の提出期限	令和6年5月17日(金) 午後5時まで
企画提案申込書等の提出期限	令和6年5月24日(金)
プレゼンテーション	令和6年5月27日(月)
受注候補者の決定及び通知	令和6年5月28日(火)(予定)

1 3 その他の留意点

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ・応募資格のない者が提案したとき。
 - ・応募事業者が複数の提案をしたとき。
 - ・書類等に虚偽の記載をしたとき。
 - ・所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
 - ・誤字、脱字等により意思表示が極端に不明確であるとき。
 - ・その他、審査評価に影響を及ぼすような不誠実な行為を行ったとき。
- (2) 提出期限以降の企画提案書等の差し替え及び再提出は原則として認めない。
- (3) 企画提案書等の作成に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、事業者選定結果の公表等、本事業に関し必要と認められる用途については、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。
- (6) 企画提案書等の提出書類は、審査を行う作業に必要な場合において、その一部又は全部を使用（複製、転記又は転写等）することができるものとする。
- (7) 受注候補者の選定に関する審査内容及び経過等については非公開とし、審査に関する異議申し立てには一切応じないものとする。

1 4 問合せ先

〒350-0192 埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林870-1
川島町まち整備課 まちづくり・空き家対策室 駒林、品川、大野
電 話 049-299-1763 (直通)
F A X 049-297-8437
メール akiya@town.kawajima.saitama.jp